令和4年

第2回伊是名村議会臨時会会期日程

会期1日間自令和4年5月25日至令和4年5月25日

月	日	曜日	会議、休会、その他
5月2	5 日	水	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和4年第2回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議 決 年月日	議決の 結 果
発 議 第 3 号	沖縄県立北部病院附属伊是名診療所 及び医師住宅並びに看護師住宅建設 に関する要望	令和4年 5月25日	原案可決

令和4年第2回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年5月25日				
招集の場所	伊見	是名村議会議事堂			
開会・閉会	開会	令和4年5月25日	14時10分	議長	宮城安志
議長の宣告	閉会	令和4年5月25日	14時18分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席7名 欠席2名

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	前川秀和	欠 席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	出席	10	潮平そのみ	"
3	仲田正務	欠 席	11	宮 城 安 志	"
5	東江清和	出席			
6	東江源也	"			
7	伊禮正徳	"			

会議録署名議員

5番 東江清和	6番	東江源也
---------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 高良和彦	議会事務局主事	久 高 孝 恵
-------------	---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	名	氏	名	職	名	氏	名

会議の経過 別紙のとおり

令和4年5月25日

会議録署名議員の指名

会期の決定

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設 に関する要望

令和4年第2回伊是名村議会臨時会議事日程(第1号)

- 1. 開 議 午後2時10分
- 2. 付議事件及び順序

令和4年5月25日(水)

日程番号	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	発議第3号	沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅
3		並びに看護師住宅建設に関する要望

	00	
_	-20	-

議長 (宮城安志)

ただいまから令和4年第2回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、7人です。

執行部については、本日、発議1件でありますので、自治法121条により 出席要求はいたしておりません。

これから本日の会議を開きます。

(午後2時10分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番東江 清和議員、及び6番東江源也議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月25日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月25日の1日間と決定いたしました。

日程第3

発議第3号・沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師 住宅建設に関する要望についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。伊禮正徳議員。

7番(伊禮正徳議員)

発議第3号、伊是名村議会議長 宮城安志殿。

提出者、伊是名村議会議員 伊禮正徳。

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設に 関する要望。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により、提出し

ます。

なお、要望書を読み上げて趣旨説明といたします。 発議第3号

> 沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師 住宅並びに看護師住宅建設に関する要望

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所は、1976年(昭和51年3月)に新築落成され、これまで県立北部病院から医師及び看護師の派遣されたことに対し、村民を代表し感謝申し上げます。伊是名診療所については、平日の外来診療の外、地域の訪問診療、学校検診、予防接種、特別養護老人ホームチヂン園の訪問診療、村内保険事業への協力に加え、夜間の救急診療など、24時間拘束された状態で村民の生命と健康管理にご協力いただき村内の医療にご尽力されており、心身ともに大変な負担をかけております。

また、看護師に於いても、診療の補助以外にも健康指導、採決、創傷処理、調剤業務等、本来の看護師の業務外についても補っている状態に有ります。このような状況の中で、診療所が築46年及び医師住宅が築47年を迎え県内で最も古く、経年劣化による老朽化が著しい建物となっております。特に医師住宅については、数年前からトイレ等の水回りのつまりが頻繁にあり、隣接する診療所にて用を足すこともしばしばあったことから、令和元年6月の県議会文教厚生委員会による視察等に於いて修繕要望したところであります。建物の老朽化が著しく大変危険な建物になっております。

看護師住宅については、専用の住宅がなく、現在は村出身の看護師が派遣され自宅から通勤しておりますが、今後異動等で村外の看護師が派遣された場合、村内で民間アパート借り上げ住むことになるが、常に満室状態にあり、アパートが開くまでの間は、民間等に宿泊する事になります。

そのことから看護師専用住宅は是非必要であると考えます。県立北部病院附属診療所の新築及び医師・看護師の住環境整備は、医師及び看護師の働く意識の向上を図ると共に島の医療を支えていく上で最も重要なことであり、医師・看護師が安全で安心して働く環境作りが不可欠だと考えます。県議会におかれましても特段のご配慮を賜りますようお願いし要望とします。

以上、決議する。

提出者、伊禮正徳。賛成者、東江清和、東江源也。

令和4年5月25日

提出先

- 沖縄県議会議長
- · 沖縄県議会文教厚生委員長

伊是名村議会

議長 (宮城安志)

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第3号・沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並び に看護師住宅建設に関する要望についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第3号・沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設に関する要望については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任 することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで令和4年第2回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員